

日程第九 議案第九号 非常勤の職員の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例 (審査報告)

日程第十 議案第十号 福生市消防団条例の一部を改正する条例 (審査報告)

日程第十一 議案第十一号 福生市市設住宅貸与条例の一部を改正する条例 (審査報告)

日程第十二 議案第十二号 福生市国民健康保険条例の一部を改正する条例 (審査報告)

日程第十三 議案第十五号 福生市用品調達基金条例の一部を改正する条例 (審査報告)

日程第十四 議案第十六号 福生市土地開発基金条例の一部を改正する条例 (審査報告)

日程第十五 議案第十七号 福生市特別会計条例の一部を改正する条例 (審査報告)

日程第十六 議案第十八号 福生市中小企業振興資金融資条例の一部を改正する条例 (審査報告)

日程第十七 議案第十九号 福生市敬老金条例の一部を改正する条例 (審査報告)

日程第十八 議案第二十号 福生市重度心身障害者福祉手当条例の一部を改正する条例 (審査報告)

日程第十九 議案第二十二号 昭和四十八年度福生市一般会計補正予算 (第七号)

日程第二十 議案第二十三号 昭和四十八年度福生市国民健康保険特別会計補正予算 (第二号) (審査報告)

日程第二十一 議案第二十四号 昭和四十八年度福生市福生都市計画事業福生土地地区画整理事業会計補正予算 (第二号) (審査報告)

日程第二十二 議案第二十五号 昭和四十八年度福生市公共用地会計補正予算 (第一号) (審査報告)

日程第二十三 議案第二十七号 昭和四十九年度福生市一般会計予算 (審査報告)

日程第二十四 議案第二十八号 昭和四十九年度福生市国民健康保険特別会計予算 (審査報告)

日程第二十五 議案第二十九号 昭和四十九年度福生市公益質屋会計予算 (審査報告)

日程第二十六 議案第三十号 昭和四十九年度福生市福生都市計画事業福生土地地区画整理事業会計予算 (審査報告)

日程第二十七 議案第三十一号 昭和四十九年度福生市公共用地会計予算 (審査報告)

日程第二十八 議案第三十二号 昭和四十九年度福生市水道事業会計予算 (審査報告)

- 日程第二十九 議案第三十三号 昭和四十九年度福生市下水道事業会計予算 (審査報告)
- 日程第三十 議案第三十四号 市道路線の認定について (審査報告)
- 日程第三十一 議案第三十五号 市道路線の廃止について (審査報告)
- 日程第三十二 議案第三十六号 市道路線の廃止について (審査報告)
- 日程第三十三 議案第三十七号 財産の取替について (審査報告)
- 日程第三十四 請願第二号 福生駅東口開発計画に関する請願書 (審査報告)
- 日程第三十五 請願第八号 正月二、三日ならびに祝日の郵便配達廃止に関する請願書 (審査報告)
- 日程第三十六 請願第一号 市道舗装に関する請願書 (審査報告)
- 日程第三十七 請願第七号 地域住民集会所設置に関する請願書 (審査報告)
- 日程第三十八 陳情第六号 横田基地前住民地域会館の設置に関する陳情書 (審査報告)
- 日程第三十九 陳情書の取り下げ願について
- 日程第四十 議案第三十九号 昭和四十八年度福生市一般会計補正予算 (第八号)
- 日程第四十一 附会中の継続審査申し出について
- 日程第四十二 特定事件の継続審査について

追加日程第一 請願第三号 給食費の父母負担軽減に関する請願書

議長(石川信義君) この際報告事項ありきやうで、
事務局長をして議案の報告をいたさせます。
(古谷誠会事務局長報告)
一 追加議案の送付について (別添参照)
二 議案の訂正について (別添参照)
三 陳情書の取下願について (別添参照)
議長(石川信義君) 以上で報告は終わりました。
議長(石川信義君) 本日の議会は是で終了いたします。議長から報告をお願いいたします。

午前十時開議

○議長（石川信義君） ただいまから昭和四十九年第一回福生市議会定例会第三日目の会議を開きます。
これより日程に入ります。

○議長（石川信義君） この際報告事項がありますので、事務局長をして諸般の報告をいたさせます。
（古谷議会事務局長報告）

一、追加議案の送付について（別添参照）
二、議案の訂正について（別添参照）
三、陳情書の取下願について（別添参照）
○議長（石川信義君） 以上で報告は終わりました。

○議長（石川信義君） 本日の議会運営については議会運営委員会において検討されておりますので、本委員長から報告をお願いいたします。

(議会運営委員長 岩田 博君 登壇)

○議会運営委員長(岩田 博君) おはようございます。ご指名がございましたので報告いたします。

議会運営委員会は去る三月二十三日午前十一時から委員全員の出席を得まして開催し、議長から諮問されました第一回定例会最終日の日程及び議会運営等について協議いたしました結果、日程につきましてはすでにお手元にご配付のとおり、おおむね議案順に編成し、願うことにいたしました。

内容におきましては、第一日目、第二日目に各委員会に審査を付託されました案件の審査報告がほとんどであります。なお議案の一部訂正について理事者側より提出され、本件は担当委員会においても該当する議案審議の際に了承されましたが、議案本の上程審査にさき立って議題とする必要があるとして、日程第一とした次第であります。また一括してご審議いた

だくよう委員会では決定をしたものが数件と関係委員会承認されております陳情書の取下願いがございしますので、よろしくご協力のほどお願いを申し上げます。

また議案中昭和四十八年度一般会計補正予算案第八号につきましては、理事者側から詳細なる説明を受けることによりご理解、ご納得いただけるものとして委員会といたしましたし、即決をお願いすることに意見の一致をみておりますのでよろしくお願い申し上げます。

数時を残して新年度を迎える時期に至りましたが、議員各位のご協力とご理解をいただき、本日の議事が円滑に運ばれ、昭和四十八年度の有終の美を飾ることができそうですようお願いを申し上げます。簡単であります。報告を終わります。

○議長

(石川信義君) ただいま委員長から報告されたとおり本日の議事を進めますのでよろしくお願いいたします。

す。

○議長（石川信義君）この際、理事者から発言の申し出があり
ましたので、これを許します。

（市長石川常太郎君登壇）

○市長（石川常太郎君）初日の一般質問におきまして松山議員
さんの一般質問に対する答弁で保留の部分がございまし
たので、貴重なお時間でございますがお許しをいただ
きまして、これについて発言させていたいただきます。

先般松山議員さんの一般質問のうち給食法の改正運
動につきまして私の見解を申し上げます。

給食法の第六条第二項におきまして「学校給食費は
保護者の負担とする。」ということが明記されており、
また昭和四十五年二月に出された保健体育審議会の答
申にも「施設整備費、職員給与は公費負担とするこ
とが順当であり、また食材料費を保護者の負担とす

ることは食費が一般的に個人の負担に期すべきものであ
り、またまためて食材料を調達する等の効果により
個々に食事をする場合に比べて経済的に負担が軽減
されてゐる等のことから見て無理のないことである。
との答申がなされており、私も原則的に給食法の経費
負担区分は保護者と公共とが相ともに責任を分担し
つつ相互に協力して学校給食の充実に回り、目的達
成に努力すべきものと思ひます。私は今後も設置者の行
う役割を果たすべく最善の努力をしてまいる所存でござい
ます。

法改正に関する運動についてですが、私も父兄の負担
を軽減する意味からも法改正が可能なものならばこれに
こしたことはないと考えております。しかしながら立
法趣旨や去る三月十八日の参議院予算委員会にお
ける文部大臣の「給食の材料は家庭負担である。」と
の答弁等を考えた場合、法改正は、非常に困難が伴う

ことが予測されるところであります。まして一地方自治体や各自治体個々に運動してもその効果を上げることは極めてむずかしいと思ひます。現在東京都市長会の教育部会におきましてこの問題について検討がされておりますが、私も今後さらに慎重に検討を重ねまして、市長会等を通じて働きかけをしてまいりたいと考えっております。

以上答弁いたします。貴重な時間をありがとうございました。ありがとうございました。

○十番（松山清君） 極めて消極的な態度であり、私納得することはできません。簡単ですが一言申し上げて終わります。

○議長（石川信義君） 以上で発言は終わりました。

○議長（石川信義君） 次に日程第一議案の訂正についてを議題といたします。

議事係長をして内容の朗読をいたさせます。

（市川議事係長朗読） 省略

○議長（石川信義君） 朗読は終わりました。

本件について訂正理由の説明を求めます。

（企画財政課長上野重勝君登壇）

○企画財政課長（上野重勝君） 議案の訂正について説明申し上げます。

たいへん恐縮な次第でございますが本定例会に提案をいたしております議案第二十二号ならびに第二十七号につきまして総務委員会の審議過程におきまして誤まりが見えられたので訂正をさせていただきたいと思ひます。

内容につきましては、ただいま朗読をしたとおりでございますが第二十二号は、昭和四十八年度福生市一般会計補正予算第七号の関係でございます。五ページ中諸支出金のうち補正前の額がゼロとなっておりますが、諸支出金の額が五百五十万円を加えるために訂正をしよう



○志字訂正

○志字削除

○志字挿入

○志字訂正

とするものでございまして、諸支出金の土地開発基金が「ゼロ」となっておりますものを、次ページに移りまして諸支出金の金額を五百五十万円に訂正しようとするものでございします。またそれと関連いたしました七ページの諸支出金の欄のゼロというところを五百五十万円に訂正をしようとするものでございします。

それから次の議案第二十七号は四十九年度福生市一般会計予算でございまして、これは財源内訳内容が間違っております。夏期水泳指導費の東京都の補助金が本来「保健体育総務費」に入るべきものが、誤まって教育指導費の中に財源内訳として入っておりますので、これを保健体育総務費に移し変えようとする訂正でございします。

内容につきましては教育総務費の中の教育指導費の中で、都の財源の、都支出金の財源である四十万円をゼロといったしまして、これを関連いたしました百四ページの

福生市議会

○志字訂正

計の欄を直しまして、それからさらに百二十三ページの保健体育総務費の中に国、都支出金の四十万円を加え、これと関連いたしました百二十三ページの計の欄を訂正しようとするものでございします。

たいへん申しわけない次第でございしますがよろしくお願いいたします。

○議長（石川信義君）以上で説明は終わりました。

おはかりをいたします。ただいま議題となっている議案の訂正については、これを承認することにご異議ございませんか。

（異議なしと呼ぶ者あり。）

○議長（石川信義君）ご異議なしと認めます。よって本件は承認することに決定をいたしました。

~~~~~

○議長（石川信義君）次に日程第二議案第二号福生市職員の定数条例の一部を改正する条例を議題といたします。

議十一  
議十二  
議十三  
議十四  
議十五  
議十六  
議十七  
議十八  
議十九  
議二十  
議二十一  
議二十二  
議二十三  
議二十四  
議二十五  
議二十六  
議二十七  
議二十八  
議二十九  
議三十  
議三十一  
議三十二  
議三十三  
議三十四  
議三十五  
議三十六  
議三十七  
議三十八  
議三十九  
議四十  
議四十一  
議四十二  
議四十三  
議四十四  
議四十五  
議四十六  
議四十七  
議四十八  
議四十九  
議五十  
議五十一  
議五十二  
議五十三  
議五十四  
議五十五  
議五十六  
議五十七  
議五十八  
議五十九  
議六十  
議六十一  
議六十二  
議六十三  
議六十四  
議六十五  
議六十六  
議六十七  
議六十八  
議六十九  
議七十  
議七十一  
議七十二  
議七十三  
議七十四  
議七十五  
議七十六  
議七十七  
議七十八  
議七十九  
議八十  
議八十一  
議八十二  
議八十三  
議八十四  
議八十五  
議八十六  
議八十七  
議八十八  
議八十九  
議九十  
議九十一  
議九十二  
議九十三  
議九十四  
議九十五  
議九十六  
議九十七  
議九十八  
議九十九  
議一百

本案については総務委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告を願います。

(総務委員長 森田秀雄君登壇)

○総務委員長(森田秀雄君) 二指名がありましたので、審査報告をいたします。

(議案審査報告書朗読)

続きまして本案審議の概要について補足説明を申し上げます。

まず担当課長より、本条例は現在の職員定数三百八十五名を四百二十名とするもので、市民のこまかいサービスをモットーとし、この定数条例については市長部局において老人家庭奉仕員、不然物処理場事務員、下水道その他の関係で十名。教育委員会事務局において、第三中学校、第七小学校の新設に伴う学校用務員、事務員、給職作業員等の関係で十名。次いで水道企業関係で五名、計二十五名である。したがって定



数四百二十名に対し実人員三百八十名であるので四十名のワクがあるが、市の考として二十名程度の実人員増でござえていきたい。との、説明があり、質疑においては、水道一元化の職員増はどうか——については一元化後の定数増は困難なため定数を五名増の三十五名としておき、来年度一名増員して実人員三十一名としたい。人□に対する職員数の標準は——については標準はな

いが都下二十六市平均は職員一人当たり百二十五人であるが当市は百十八名である。しかしこれには外人登録の米軍軍属とその家族等が入っており、一概に比較できない。また大卒、高卒の初任給は、一

については大卒六万五千八百円、高卒五万六千円である。事務の電算化の考えについては——は合理化を進めて極力人件費削減に努力している。現在固定資産税、市民税税務事務または職員給料支払事務等を電算化し委託している。市役所のコンピューター導入



についで——は価格の点また需用面から見て無理であり、委託方式でいく。二十名からの職員増に伴い庁舎スペースは——についで現庁舎スペースで足りると思う。——との質疑応答があり、採決の結果全員一致をもって本案は原案どおり可決いたしました。

何とぞ慎重に審議を賜り、当委員会への決定どおり可決くださいますようお願いをいたしまして、補足説明といたします。

「異議なし」と呼ぶ者あり。」

○議長（石川信義君）以上で質疑は終わります。

○二番（小林菊三君）この際動議を提出いたします。

ただいま議題となっており、議案第二号については討論を省略し、委員会審査報告どおり可決され

んことを望みます。

「賛成」と呼ぶ者あり。」

○議長（石川信義君）おはかりをいたします。ただいま小林

菊三君から所定の賛成者を得て、本案は討論を省略し委員会審査報告どおり可決されたいとの動議が提出されましたが、本動議のとおり決することに「異議ございませんか。」

「異議なし」と呼ぶ者あり。」

○議長（石川信義君）「異議なし」と認めます。よって議案

第二号福生市職員定数条例の一部を改正する条例は委員会審査報告のとおり可決いたしました。

○議長（石川信義君）次に日程第三、日程第四、日程第五及び日程第六を一括して上程いたします。

日程第三議案第三号議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例、

日程第四議案第四号非常勤の特別職の職員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例  
日程第五議案第五号福生市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例

日程第六議案第六号福生市教育委員会教育長の給与及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例

以上四件を一括して議題といたします。

本件についてはともに総務委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告を願います。

(総務委員長森田秀雄君登壇)

○総務委員長(森田秀雄君) 審査報告をいたします。

(議案審査報告書朗読) 別添参照

引き続きまして補足説明を申し上げます。

まず担当課長より本四案は市長から報酬等審査会へ諮問され、計五回にわたる慎重審議を経て去る

福生市議会



議二

二月十六日に答申を得たものであり、この答申を尊重し、答申どおり提案したもので報酬については、議員三五%、市長等三役ならびに教育長二五%、非常勤の特別職の職員は教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会等は三五%、それ以外の委員等は一%のアップ率とするもので、適用日は答申時に合わせて一月一日とするものである。また報酬改正に伴いそれぞれの費用弁償も改正するもので、適用日は四月一日とするものである。この説明があり質疑においては、議員に比べ市長等三役ならびに教育長の二五%は低いと思うが、——については職員の最高給与を下回らない範囲と思う。非常勤特別職職員の一%アップについては、現在でも他市より高いこともあり、一%にしたと思う。職員給与の三%程度のアップを予想すると収入役や教育長を上回ることもあると思うが、——については人事院勧告によるか上回ることも予想